OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

| | |
|---|---|
| Title | 蠡海節用集の形式的特徴をめぐって |
| Author(s) | 米谷, 隆史 |
| Citation | 語文. 2001, 75-76, p. 29-37 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/68974 |
| rights | |
| Note | |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

# 蠡海節用集の形式的特徴をめぐって

米谷隆史

## 一　はじめに

易林本節用集（以下、易林本と称する）の刊行からほぼ一五〇年、宝暦二年（一七五二）刊行の宝暦新撰早引節用集（以下、宝暦新撰と称する）以降、いろは分類の下に意義分類を置く伝統的な形式の節用集（以下、いろは意義分類形式と称する）とともに、いろは分類の下に仮名数分類を置く形式の節用集（以下、早引形式と称する）が広く行われるようになる。この宝暦新撰の主要な編纂資料とされたのが、延享元年（一七四四）刊行の蠡海節用集（以下、蠡海本と称する）である。蠡海本はいろは意義分類形式を採る節用集ではあるが、同時代の節用集とは異なった特徴を多々有する。本稿では、早引形式に至る前段階にある蠡海本がいかなる改編を経た節用集であるのかを、主に形式的な面から明らかにするものである。

## 二　先行研究の確認

蠡海本は、高田政度編、横三ツ切の小本、毎半葉一一行に草書一体で見出語を掲出する。延享元年以降、寛延三年（一七五〇）、宝暦四年（一七五四）、宝暦一二年、明和六年（一七六九）、寛政五年（一七九三）、文久二年（一八六二）の版本が確認される。(1) 諸版の間で辞書本文の異同はほとんどないが、同版のものはない。ほぼ同一の辞書本文で七版を重ね、一二〇年の長きにわたって刊行され続けたわけである。一八世紀に新たに編纂されたいろは意義分類形式の節用集としては最も流布した節用集の一つといえる。

蠡海本に関する最初の言及は、蠡海本を「大改編ヲクハヘタルモノ」の「乾坤門ノ前ニ言語門ヲオクモノ」に分類した、山田忠雄氏編の『開版節用集分類目録』であろう。その後も、高梨信博氏、佐藤貴裕氏による言及が存するので、ここでは両氏によって明らかにされた点を確認しておくことにする。

高梨氏は近世節用集の序・跋・凡例を紹介する中で蠡海本にも触れ、次の凡例を紹介している。(2)

一世ニ行トコロノ節用最モ多シ。然レドモ其繁多ヲ好デ無益ノ字ヲ贅シ、或ヒハ其煩多ヲ悪ンテ要用ノ字ヲ缺。共ニ以テ當レリトセズ。故ヘニ覧者太ダコレヲ憂フ。今纂集スルトコロ誤字ヲ正シ、其繁ナル者ヲ芟、其足ザル者ヲ補フ。如何トナレバ、縦ヒ海陸ノ旅行タリトモコレヲ懐ニシテ其用ヲ達センガ為ナリ。

一本邦ノ假名遣ニ正格アリトイヘドモ、其急時ニ至テハ擇ニ隙ナシ。故ニ其ミヤスキ門ニ採。

一神祇或ハ苗字ノ類ハ大ヨソ諸国ノ郡村号等多シ。故ヘニ其門部ノ

繁キヲ厭テ乾坤門ノ中ニ採。且、言語門ヲ始ニ置コトハ日用ノ字多ハ此中ニアレバ急事ニ便アランガ為ナリ。

（適宜句読点を補った。以下の引用の際も同様。）

蠡海本　凡例

第一項においては、要用の語を取捨選択して、誤字を正したことを述べる。このような記述は節用集の凡例としては常套的である。「縦ヒ海陸ノ旅行タリトモコレヲ懐ニシテ」とあるのは横三ツ切という小本仕立てとしたことも関連するのであろう。第二項においては、見出語を配する際に仮名遣の正格にとらわれず「ミヤスキ門」に収めたことを述べる。第三項においては、意義分類を簡略にし、言語門を最初に配したことを述べる。この第三項について高梨氏は、他の高田政度の編纂になる字典節用集や大節用文字宝鑑が「いずれも〈言語〉門を先頭においている」として、「言語門を前に出すという門排列は、編者高田政度にかなり密着したものといえよう」と述べている。[3] また、これらの処置を「急時」のためとすることは早引形式につながる節用集として注目しておくべきであろう。

佐藤貴裕氏は、宝暦前後の多くの節用集がホトトギスの用字として八種前後を掲出するのに対して、宝暦新撰に始まる初期の早引節用集では比較的通俗的とみられる「郭公」を掲出するのみであることを述べ、それが蠡海本の所収語を受け継いだことによるとしている。この指摘は間接的ながら蠡海本の所収語の性格を示唆するものである。このことも含め、佐藤氏はいろは意義分類形式の節用集において蠡海本が特異な存在であったと述べている。[4]

さらに両氏は、言語門を最初に置く点と、言語門において見出語を漢字一字のものから順に配する点を宝暦新撰が蠡海本を編纂資料としたことの傍証に挙げており、[5] これらの点も蠡海本の特徴といえるであろう。従来の節用集においても見出語の漢字数である程度配列を按配したと見られる例は存するものの、蠡海本はそれを方針といえる程度にまで徹底したわけである。従来の節用集では、訓を同じくする漢字一字の見出語と漢字二字以上の見出語があった場合、それらは相前後して掲出されていた。このような同訓異表記を多く残したまま蠡海本のような方針を採用すると、同訓の見出語が離れて掲出されてしまい不便である。蠡海本の配列方針が可能になった背景には、同訓異表記を解消する方向で見出語が選択されたことがあったと推測される。したがってホトトギスの用字によって示唆される所収語の性格は言語門にもあてはまる可能性が高いといえよう。

以上、先行研究の確認をしてきたが、蠡海本の凡例中、第二項と第三項に言及された仮名遣や意義分類に関わる改編の実態にはなお検討すべき余地が存する。近世節用集の嚆矢である易林本がその識語において定家仮名遣に準拠した旨述べていることはよく知られているが、以降の節用集において仮名遣に言及するものは管見では蠡海本までみられない。また、意義分類に関しても、所属する門が不明確な場合に前後の門を参照すべき旨を凡例で述べる節用集は存するものの、実際に意義分類を簡略化したのは蠡海本がはじめてなのである。したがって、以下では、第二項と第三項の言及に関する面について蠡海本と先行の節用集とを比較し、蠡海本の形式的特徴を明らかにしていくこととする。なお、第一項に関わる所収語の性格についての検討は別稿にゆずることにする。

## 三　先行する節用集との比較

### 三―一　比較対象とする節用集

形式上の特徴を比較するために、本稿では、易林本と蠧海本、及び両書の間に刊行された節用集一〇本を加えた、次の一二本を調査対象に選んだ。（　）内は本稿での略称である。

易林本節用集（易林本）慶長二年（一五九七）識語
真草二行節用集（真草本）寛永一五年（一六三八）刊行
真草二行節用集（寛文本）寛文五年（一六六五）刊行
頭書増補二行節用集（頭書本）寛文一〇年（一六七〇）刊行
合類節用集（合類本）延宝八年（一六八〇）刊行
新刊節用集大全（新刊本）延宝八年（一六八〇）刊行
大広益節用集（大広本）元禄九年（一六九六）刊行
男節用集如意宝珠大成（男節本）享保元年（一七一六）刊行
書言字考節用集（書言本）享保二年（一七一七）刊行
万倍節用字便（万倍本）享保四年（一七一九）刊行
悉皆世話字彙墨宝（悉皆本）享保一八年（一七三三）刊行
蠧海節用集（蠧海本）延享元年（一七四四）刊行

これらは概ね所収語や形式に特徴が存するとみられる節用集である。[6] このうち真草本と頭書本は易林本の所収語を大部分受け継いで編纂された節用集であるため、所収語の特徴は大きくない。それでも特に調査の対象としたのは、易林本以降、節用集の主流は概ね次のように推移しており、

寛永～寛文　　延宝～元禄前半　　元禄後半～宝暦
真草本系統　　頭書本系統　　大広本系統

真草本、頭書本はそれぞれの系統の最初に位置する重要な節用集であるためである。[7]

### 三―二　仮名遣

易林本の仮名遣は「取定家卿假名遣分書伊為越於江恵之六隔段」ものであった。定家仮名遣の規範を示す代表的な書物である仮名文字遣は、易林本編纂の際、所収語の所属の決定だけでなく、所収語の増補にまで関わっていたことが先学の論考に言及されている。[8] しかし、韻事に関わる辞書として編纂された易林本とは異なり、通俗の用に広く対応するようになった段階の節用集では定家仮名遣に準拠することの必要性は低くなる。易林本以降の節用集はいかなる規範を念頭に所収語を配したのか、また、蠧海本の凡例が「ミヤスキ門ニ採」とする所以はどこにあるのかが問題となるわけである。

節用集を編纂する上で特に考慮されたのは語を引く際に問題となる語頭の仮名であったはずである。蠧海本が編纂された一八世紀前半の段階で語頭の仮名の選択に関係する仮名遣上の問題には、定家仮名遣が言及するア行とワ行等の区別の他に、オ列長音に関わるカウとコウ等の区別や拗長音に関わるケウとキャウ等の区別、四つ仮名、合拗音と直音の区別等が存する。それらの中で、本稿ではア行とワ行の区別からイとヰ、オ列長音に関わる区別からハウ(フ)とホウ(フ)、拗長音に関わる区別からヘウとヒャ(ヨ)ウの仮名遣を取り上げて調査を行うことにした。イとヰ及びハ行の仮名遣を対象として選んだのは、編纂時に注意が行き届きやすい、巻頭に近い部分を中心に調査できるためである。なお、四つ仮名の区別を取り上げないのは、オ列の長音や拗長音の場合は表音的に語頭の仮名を選択す

るとホ乃至ヒとなることが明らかであるが、四つ仮名の場合いずれの仮名とすべきとの共通認識が存したか疑わしいためである。また、合拗音と直音の区別を取り上げないのは、蠡海本の編纂された上方では両者の音韻上の区別が当時もある程度残っていたとみられるためである。

なお、以下の記述でこれらの仮名遣に言及するのは全て語頭における使用であることを確認しておく。

### 三―二―一　イとヰ

対象とした節用集のうち、イ部とは別にヰ部を設けているのは易林本と真草本、頭書本の三本である。それ以外の節用集はいずれもイ部に一括して収めているため、いかなる場合にヰを使用するかは、ヰ部を有する節用集か何らかの仮名遣書を参照するのでなければ、編纂者の判断に拠ることになる。各節用集でヰを使用する語は異なっており、その使用数にも多寡がある。しかし、全く混乱しているというわけではなく、各節用集はヰの使用によって概ね次の三類に分類できる。

X類　ヰの使用に語構成や形態上の規則性がみられない節用集。

Y類　ヰの使用が、「居（ゐる）」「囲（かこ）」のように一音の語基あるいはそれに準ずるものの場合と、「印（いん）」のように撥音を伴う字音語基の場合に限られる節用集。

Z類　ヰを全く使用しない節用集。

各節用集がどの類に属するかは表一の第二行目に記している。

X類に含まれるのは易林本・真草本・頭書本・書言本の四本である。書言本以外の三本はヰ部を有する節用集である。このうち易林本と頭書本はヰ部の見出語の語頭には全てヰが使用されている。一方、真草本のヰ部は「幽天（ゆうてん）」以外でヰが使用されているのは一音節語基と撥音を伴う字音語基の場合だけであり、ヰ部の見出語であってもむしろイを使用することのほうが多い。真草本の「幽天（ゆうてん）」はこの語がヰ部の巻頭に位置するために語頭をイで表記することがためらわれたものとみられる。したがって、真草本は実質的にはY類に相当する。易林本以降、真草本が主流の時代、頭書本が主流の時代と移行していく中で、ヰの使用は、真草本で一旦易林本の規範から離れたが、頭書本において再び旧に復したものとみることができる。[9] なお、書言本のヰの使用も真草本ほどではないが、かなりY類に近い。

Y類に属するのは寛文本・大広本・万倍本・悉皆本の四本である。Y類相当の真草本も含めると、近世前半期の節用集のかなりの部分はY類に属することになる。Y類のようなヰの使用は仮名文字遣の記述には適っていない。しかし、同時代の仮名遣書にはY類におけるヰの使用傾向に類似した仮名遣の規範を記すものが見られる。次に示すのは、元禄九年（一六九六）刊行の倭字古今通例全書と、延享二年（一七四五）刊行の篆字節用千金宝に抜粋引用された享保五年（一七二〇）の序を有する仮名遣秘解（水渓居秀著）の記述である。[10]〔　〕内は割書である。

> 中ゐ　聲の字訓の字共に用事多し。讐は杭くゐ、霊たましゐ、緋くれなゐ等也。又こゑにはぬる時大かたゐ也。いをはぬるに傳有。[11]
>
> 倭字古今通例全書　凡例

表一

| 易林本 | | 真草本 | 寛文本 | 頭書本 | 合類本 | 新刊本 | 大広本 | 男節本 | 書言本 | 万倍本 | 悉皆本 | 蠡海本 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| X | | X | Y | X | Z | Z | Y | Z | X | Y | Y | Z |
| 坊主 | ハウズ | ばう | ばう | ばう | バウ | ばう | ばう | ほうIV | バウ | ばう | ばうI | ほう |
| 疱瘡 | ハウサウ | はう | はう | はう | ハウ | はう | はう | | ハウ | はう | はう | ほう |
| 防風 | バウフウ | ばう | ばう | ばう | バウ | | ばう | | バウ | ばう | ばう | ほう |
| 袍裳 | ハウモ | はう | はう | はう | ハウ | はう | はう | | | はう | はう | ほう |
| 芳飯〈或作苞〉 | ハウハン | はう | はう | はう | ハウ | はう | はう | | ハウ | はう | はう | ほう |
| 包丁 | ハウチヤウ | はう | はう | はう | ハウ | はう | はう | はうII | ハウ | はう | はう／ほうIII | ほう |
| 放埒 | ハウラツ | はう | はう | はう | ハウ | はう | はう | はう | ハウ | はう | はう | ほう |
| 傍若無人 | バウジヤクブジン | ばう | ばう | はう | ハウ | ばう | ばう | | バウ | ばう | ばう | ほう |
| 法式 | ハウシキ | はう | はう | はう | ハフ | ほつ | はう | ほうIV | ホフ | はう | はう | ほふ |
| 方便 | ハウベン | ばう | はう | はう | ハウ | はう | はう | はう | ハウ | はう | はう | ほう |
| 飽満 | バウマン | ばう | ばう | ばう | バウ | ばう | はう | | バウ | ばう | はう | ほう |
| 忘却 | バウキヤク | ばう | | ばう | ハウ | ばう | はう | | バウ | はう | ばう | ほう |
| 廩疸 | ヘウソ | へう | へう | へう | ヘウ | へう | へう | へう | ヘウ | へう | へう | ひやう |
| 飄箪 | ヘウタン／ヒヨウタン | へう | へう／ひやう | へう | ヘウ | へう | へう | ひやうV | ヘウ | へう／ひよう | へう | へう |
| 豹 | ヘウ／ヒヨウ | へう／ひよう | へう／ひよう | へう／ひよう | ヘウ | へう | へう／ひよう | へう | ヘウ | へう／ひよう | べう／ひやう | へう |
| 表紙 | ヘウシ | へう | へう | へう | ヘウVI | へうVI | へう | へう | ヘウVI | へう | へう | ひやう |
| 憮々 | ベウベウ | べう | べう／びやう | べう | べウ | べう | べう | べう | べウ | べう | べう | びやう |
| 漂泊 | ヘウハク | べう | へう | へう | ヘウ | へう | へう | | ヘウ | | へう | へう／ひやう |

ハ部とホ部或いはへ部とヒ部の両方に掲出されているときは「はう/ほう」「へう/ひやう」のように記している。
I 漢字表記は「坊司」
II 漢字表記は「割刀」
III 「はう」の漢字表記は「包丁」,「ほう」の漢字表記は「割刀」
IV 掲出はハ部
V 漢字表記は「懸瓢」
VI 漢字表記は「矧紙」

中のゐの事

中のゐハ音に用る例には位。意。威。違。伊。囲。委。等の類ひなり。又はね字の音は惣て中のゐを用る事也。院。印。音。因。匂。湮。婬。飲。のたぐひなり〔中略〕又一字訓の時多はゐの字なり。猪〔伏猪〕亥〔亥子〕集〔群集〕居〔氷居 起居〕などの類なり。又井の字も中のゐなり。〔中略〕右は水谷居秀のゐらぶ処の假名づかい、諸抄の及ばざる好書なり。

篆字節用千金宝 頭書

これらは定家仮名遣の末流に連なる仮名遣書とみられる。仮名遣書と節用集が共通の使用者や使用目的を想定して編纂されたとは即断できないので、両者の影響関係の有無は慎重に検討しなくてはならない。しかし、後者の例が節用集の頭書に配されていることは注意すべきである。辞書本文の仮名遣からかけ離れた規範を一書の中に引用するとは考えがたい。ヰを「はね字」や「一字訓」で使用するというような規則は、出自は定家仮名遣にさかのぼるようなものであったとしても、語構成や形態上の切れ目を示すという点では当時広く行われていた変体仮名の使い分けによる表語機能に連続する比較的単純な規則である。節用集の仮名遣の実態との間に近さが認められる以上、節用集の編纂者がこのような記述を一種の後ろ盾として意識していたとみることも可能ではなかろうか。

Z類は合類本・新刊本・男節本・蠡海本の四本である。このうち真草二体で見出語を掲出するのは新刊本のみである。また、これらの四本はいずれも同時代に主流であった節用集とは一線を画する内容を有しているという点で共通している。合類本と新刊本はいずれも出典を示しつつ多くの語を掲出する点に特徴があり、大規模な増

補も行った節用集である。また、男節本も合類本と貝原益軒の和爾雅の所収語を中心に編纂された節用集であり、[12]典拠を有する語を中心に収めるという点は合類本や新刊本と同様である。一方、蠧海本はほとんど出典を示すことはなく、佐藤氏のホトトギスの用字に関する言及にもあるとおり、所収語も通俗的なものを中心としている可能性が高い。それぞれに特徴を有するZ類の四本のなかでも蠧海本は特異な存在といえるのである。

### 三―二―二　ハウ(フ)とホウ(フ)・ヘウとヒヤ(ヨ)ウ

表一の三行目以降は、易林本のハ部から語頭を「ハウ(フ)」及び「ヘウ」とする見出語について、蠧海本に収められ、かつ、合計で一〇本以上の節用集に収められている語の仮名遣を記したものである（真草本以下は前部語基のみ、頭字を同じくする語が先に存し当該部分の付訓が省略されている場合は先の語の頭字の付訓を示す）。なお、上記条件に該当する語には頭字を同じくする語が複数存したが、その場合は、該当語の中から易林本で先に位置する語を示すのみとした。

オ列長音についてみると、蠧海本以外の節用集では、易林本と同様にハ部に収めるのが大勢である。新刊本と書言本の「法式」[13]は呉音によって掲出されたためホ部に収められたものであろう。この語は男節本においてもハ部に収められているものの、仮名遣は「ほう」である。また、悉皆本には「割刀」がホ部に収められているが、「包丁」はハ部のままであることから、「包」の字音仮名遣を「はう」とすることは守られている。一方、蠧海本は表中のいずれの語もホ部に収めている。表中に示していない語においてもこの傾向は同様で、易林本において「ハウ(フ)」の付訓がある語が蠧海本に収められている場合はすべてホ部に掲出されているのである。ただし、蠧海本でオ列長音をオ列の仮名のところに一括して掲出しているのはタ・ナ・ハ・マ・ヤ行のみで、それ以外の行では「労」（ラ部言語）などのように、旧来通りア列の仮名との区別がみられる。

拗長音においても、蠧海本以外では、易林本と同様にヘ部に収めるのがほとんどである。一方、蠧海本では、オ列長音の場合ほど統一的ではないが、かなりの語がヒ部に移されている。

オ列長音、拗長音いずれにおいても、部分的な仮名遣の変更は早くから散見されるが、所属する部の変更を伴う改編が大規模に行われたのは蠧海本が最初といえる。この改編はやや統一を欠いてはいたが、早引節用集を含め、この改編を発展的に受け継ぐ節用集も後に編纂されていることから、先駆的な試みであったことは間違いない。

### 三―三　意義分類

易林本の意義分類（以下、門と称することもある）は聚分韻略の分類を参考にしたものとみられているが、以降の節用集もその意義分類を踏襲するところが多い。ところで、節用集における門とその掲出順序は必ずしも一定ではない。表二は、各節用集の目録が示す門構成と辞書本文イ部の門構成を比較して示したものである。なお、易林本には目録がないので、最も多くの門を有するキ部によって替えている。また、合類本と書言本は意義分類の下にイロハ分類をおく合類形式の節用集なので、イ部の意義分類は辞書本文中各門の冒頭に記された門名によって替える。

表二

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 易林本（キ部） | 乾坤 | 時候 | 官位 | 人倫 | 人名 | 支体 | 気形 | 草木 | 食服 | 数量 | 神祇 | 名字 | 器財 | 言辞 |
| （イ部） | 乾坤 | 官位 | 人倫 | 草木 | 気形 | 衣食 | 神祇 | 名字 | 器財 | 言語 | | | | |
| 真草本（目録） | 乾坤 | 官位 | 神祇 | 人倫 | 名字 | 支体 | 衣食 | 気形 | 草木 | 器財 | 数量 | 言語 | | |
| （イ部） | 乾坤 | 官位 | 人倫 | 草木 | 気形 | 衣食 | 神祇 | 名字 | 器財 | 言語 | | | | |
| 寛文本（目録） | 乾坤 | 官位 | 神祇 | 人倫 | 名字 | 支体 | 衣食 | 気形 | 草木 | 器財 | 数量 | 言語 | | |
| （イ部） | 乾坤 | 神祇 | 名官 | 人倫 | 時節 | 気形 | 支体 | 草木 | 衣食 | 器財 | 光彩 | 言辞 | | |
| 頭書本（目録） | 乾坤 | 時候 | 官位 | 神祇 | 人倫 | 名字 | 支体 | 衣食 | 気形 | 草木 | 器財 | 数量 | 言語 | |
| （イ部） | 乾坤 | 官位 | 人倫 | 草木 | 気形 | 食服 | 神祇 | 名字 | 器財 | 言語 | | | | |
| 合類本（目録） | 天地 | 時候 | 居宅 | 所名 | 神祇 | 官位 | 苗氏 | 人物 | 人支 | 疾病 | 草木 | 魚鱗 | 介貝 | 龍蛇 |
| | 虫豸 | 禽鳥 | 諸獣 | 衣服 | 飲食 | 湯火 | 器財 | 疑字 | 数量 | 言語 | | | | |
| （本文） | 天地 | 時候 | 居宅 | 所名 | 神祇 | 官位 | 名字苗氏 | 人物 | 人支 | 不仁附病 | 草木 | 魚 | 介貝 | |
| | 龍蛇 | 虫 | 禽鳥 | 諸獣 | 衣服 | 飲食 | 湯火 | 器財 | 疑字 | 数量 | 言語 | | | |
| 新刊本（目録） | 天地 | 時節 | 家屋 | 神祇 | 人倫 | 人名 | 官位 | 姓氏 | 気形 | 支体 | 態芸 | 経籍 | 絹布 | 飲食 |
| | 器財 | 草木 | 数量 | 言辞 | （イ部同） | | | | | | | | | |
| 大広本（目録） | 乾坤 | 時候 | 神祇 | 官位 | 人倫 | 名字 | 衣食 | 支体 | 気形 | 草木 | 器財 | 数量 | 言語 | |
| （イ部） | 乾坤 | 時候 | 神祇 | 官位 | 人倫 | 支体 | 名字 | 食服 | 草木 | 気形 | 器財 | 言辞 | | |
| 男節本（目録） | 乾坤 | 時候 | 神祇 | 官位 | 人倫 | 衣食 | 気形 | 草木 | 器財 | 数量 | 言語 | 正誤 | | |
| （イ部） | 乾坤 | 時候 | 神祇 | 官位 | 人倫 | 気形 | 草木 | 衣食 | 器財 | 言語 | | | | |
| 書言本（目録） | 乾坤 | 時候 | 神祇 | 官位 | 人倫 | 支体 | 気形 | 生植 | 服食 | 器財 | 言辞 | 数量附日本姓氏 | | |
| （本文） | 乾坤 | 時候 | 神祇 | 官位 | 人倫 | 肢体 | 気形 | 生植 | 服食 | 器財 | 言辞 | 数量 本朝通俗姓氏 | | |
| 万倍本（目録） | 言語 | 器財 | 数量 | 草木 | 気形 | 食服 | 支体 | 名字 | 人倫 | 神祇 | 官位 | 時候 | 乾坤 | |
| （イ部） | 言語 | 器財 | 気形 | 草木 | 時候 | 食服 | 人倫 | 名字 | 官位 | 神祇 | 乾坤 | | | |
| 悉皆本（目録） | 天 | 神 | 時 | 官 | 人 | 名 | 衣 | 食 | 器 | 支 | 魚 | 貝 | 鳥 | 畜 | 虫 | 草 | 数 | 世 | 漢 |
| （イ部） | 天 | 神 | 時 | 官 | 名 | 人 | 衣 | 食 | 器 | 支 | 魚 | 貝 | 鳥 | 畜 | 虫 | 草 | 数 | 世 | 漢 |
| 蠧海本（目録） | 言語 | 時候 | 乾坤 | 器財 | 官位 | 人倫 | 支体 | 衣食 | 草木 | 気形（イ部同） | | | | | | | | | |

近世中期以降の節用集の門構成は一三門といわれるのが通例である。目録の上で一三門が揃うのは、頭書本で時候門が特立された段階である。[14] イ部で時候門が特立されるのは大広本の段階である。大広本は書簡や文書の用語を増補した点に特徴があることから、書簡に欠かせない月の異名や年中行事の名を収める時候門が辞書本文で特立されやすかったのであろう。

形式上の統一ということでみると、目録（易林本はキ部）と辞書本文との相違は初期の三本で最も甚だしく、後のものほど相違が少なくなっている。目録と辞書本文とで門の名称に小異は存しても順序は一致しているのが合類本と書言本の二本、門の名称と順序が完全に一致しているのは新刊本と蠧海本の二本ということになる。合類形式は意義分類の順序が通常の節用集のいろは順に相当する。したがって、通常の節用集がいろは順を違えないのと同様、合類形式の節用集が意義分類の順序を違えないのはある意味で当然である。一方、イロハ意義分類形式の節用集についてみると、真草本、頭書本、大広本と各時代に主流であった節用集では目録と辞書本文の不一致が目立つ。目録における記述の整備が進んでも、辞書本文を基本から改編するまでには至っていないのである。

蠧海本は、形式上の統一がなされた四本の中でも、意義分類を簡略化したこと、言語門を最初に置くことの二点を特徴として有する。二点目は万倍本に先例が存するものの、万倍本は従来の配列をほぼ逆にすることによって言語門を最初に置いているのに対し、蠧海本

は言語門を最初に置くだけではなく、その後に書状執筆などで参照の頻度が高い時候門を乾坤門に先んじて置くなどの工夫がみられる。万倍本で最後に置かれた乾坤門も、蠡海本では「神祇或ハ苗字ノ類」を「乾坤門ノ中ニ採」っているため、重要な部として巻頭に近い位置に置かれていると推測されるのである。万倍本と蠡海本は、巻頭の語を「祝(いわひ)」とする点でも共通し、影響関係が予想されるところであるが、蠡海本の意義分類は、単に一〇門に簡略化し言語門を最初に置いたというだけでなく、配列上の統一や参照頻度をも考慮した「急事ニ便アランガ為」の処置がなされているというべきなのである。

## 四　まとめ

以上、蠡海本がそれ以前の節用集と比較して表音的な仮名遣を志向していることと、門の構成と配列に統一的な配慮を見せていることを述べた。これらは本稿で調査対象とした節用集との比較において明らかになった特徴であるが、蠡海本以前に刊行された節用集全体に対象を広げても、同じ特徴を有する節用集は管見に入らない。ちなみに、表音的な仮名遣との関連でいうならば、蠡海本は半濁点をほぼもれなく付す最初の節用集であるという点も注目されよう。

宝永七年（一七一〇）刊行の和俗童子訓において貝原益軒は「節用集、下学集は誤多し。用ゆべからず。世俗是等の書を用ゆる故、誤多し。近年印行せし訓蒙図彙、和爾雅、倭字通例書などをゑらび用ゆべし。」と述べている。益軒が想定した節用集は同時代の頭書本や大広本の類であろう。これらの節用集と対置されているのが類書や仮名遣書であることは重要である。「誤多し」とされているとはいえ、この時期の節用集は単なる字引としてだけでなく、語義や故事、仮名遣に関する基本的な知識を得るための書物としても参照されていたわけである。したがって、頭書本においてヰが旧に復するかたちで使用されていたり、大広本において通俗的な仮名遣の規範でヰが使用されていたりすることは不自然ではない。また、目録とは一致しない辞書本文の意義分類が残されていたのも、基本書ゆえの保守性と考えることができるであろう。一方、蠡海本はそのような節用集とは一線を画していた。小型で、草書体のみで見出語を掲出する上に、語頭では「ヰ」を全く使用せず、開合や拗長音の仮名遣の区別を十分にせず、意義分類も簡略化してしまった蠡海本は、それまでに主流であった節用集に求められた役割には対応していない。字引としての性格を強く打ち出した節用集なのである。

注

(1) 管見の文久二年本は刊記には「文久二年壬戌春三月再板」とあるが、見返しには「文久三年歳次癸亥再板」とある。

(2) 高梨信博「近世節用集の序・跋・凡例(二)」(『国語学研究と資料』一二、昭和六三年)

(3) 注(2)文献中の大節用文字宝鑑に言及した部分

(4) 佐藤貴裕「早引節用集の位置づけをめぐる諸問題」(『岐阜大学国語国文学』二二、平成六年)

(5) 佐藤貴裕「早引節用集の分類について」(『文芸研究』一一五、昭和六二年)、「近世後期節用集における引様の多様化について」(『国語学』一六〇、平成二年)、高梨信博「早引節用集の成立」(『国文学研究』一一三、平成六年)

(6) 選択にあたって、山田忠雄『開版節用集分類目録』(昭和三六年)の他に、前田富祺「語彙研究資料としての節用集」(『言語と文芸』六六、昭和四四年、『国語語彙史研究』昭和六〇年に再録)、佐藤貴裕「近世節用

集書名変遷考――資料篇・付言――」（『岐阜大学　教育学部研究報告　人文科学』四四―二、平成八年）などを参考にした。

（7）慶長から元禄頃までの節用集の概略については、柏原司郎「縮刷本節用集の性格について」（『浅野信博士古稀記念国語学論叢』昭和五二年）、高梨信博「近世前期の節用集――四十七部非増補系諸本の系統関係――」（『辻村敏樹教授古稀記念　日本語史の諸問題』平成四年）、『真草二行節用集』諸版の本文と性格」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』四二、平成九年）、米谷隆史「元禄期の節用集について」（『語文』六九、平成九年）などを参考にした。

（8）根上剛士「易林本節用集の「イ」「キ」、「ヲ」「オ」、「エ」「ヱ」部成立と「仮名文字遣」」（『佐伯梅友博士古稀記念国語学論集』、昭和四四年）、安田章「原刻易林本節用集」（『天理図書館善本叢書和書之部』二二、昭和四九年、『中世辞書論考』昭和五八年に再録）

（9）語頭以外でのイとヰの使用に関してはさらに精査の必要がある。

（10）篆字節用千金宝の頭書に仮名遣秘解が引用されていることは、崎村弘文「古辞書と仮名遣い――近世の節用集の場合――」（『文献探求』一一、昭和五八年）に言及されている。また、この論考には、篆字節用千金宝の辞書本文の「ゐ」などの仮名遣は引用された仮名遣秘解の記述にほぼ一致するとの言及も存する。

（11）倭字古今通例全書のヰ部冒頭には「ゐ　為変為変為変ゐ也　又圍変囲変井」（aは行書体、bは草書体）の記述も存する。

（12）米谷隆史「男節用集如意宝珠大成の編纂をめぐって」（『熊本県立大学国文研究』四五、平成一二年）

（13）「法」を頭字とする語には、いずれの節用集でも漢音でハ部に掲出される語と呉音でホ部に掲出される語が存する。

（14）高梨信博「近世節用集の序・跋・凡例（一）」（『国語学研究と資料』一一、昭和六二年）に言及がある。

**参考文献**（注に示したものは除く）

木枝増一　『仮名遣研究史』（昭和八年）
久保田篤　「近世初期板本の仮名づかい」（『国語と国文学』六三―一一、昭和六一年）
今野真二　「『新撰仮名文字遣』の新しさ――慶長版本『假名文字遣』を対置させて――」（『国語学』一八七、平成八年）
「平仮名による振仮名―太田武夫氏蔵『連証集』を資料として」（『国文学研究』一一九、平成八年）
佐藤貴裕　「書くための辞書・節用集の展開」（『しにか』一九九三年四月号）
「近世節用集の記述研究への視点――形式的特徴をめぐって――」（『国語語彙史の研究』一五、平成八年）
島田勇雄　「連歌師のかなづかい書」（『甲南大学文学会論集』三二、昭和四一年、『西鶴本の基礎的研究』平成二年に再録）
高梨信博　「近世節用集の一展開――四十七部系から四十五・四十四部系へ――」（『国文学研究』一二三、平成九年）
安田　章　『中世辞書論考』（昭和五八年）

本稿で参照した資料は、概ね書籍やマイクロフィルムで影印公刊されているものに拠っている。ただし、明和五年の蠡海本は佐藤貴裕氏蔵本に、大広本は花月文庫蔵本（国文学研究資料館撮影のマイクロフィルム）に、万倍本、明和五年本を除く蠡海本は拙蔵本に、和俗童子訓は益軒全集にそれぞれ拠っている。

本稿には、平成一一年度熊本県地域貢献研究事業、学術高度化研究「百科事典型節用集の系統的研究」の成果を含む。

――熊本県立大学講師――